

○内閣府令第十九号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五条（同法第二十七条において準用する場合を含む）。

）、第二十四条（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の七（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の五（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二百九十三条及び第二百九十三条の二の規定に基づき、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十六年三月二十六日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 麻生 太郎

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令

（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第一条 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）の一部を次のように改正する。

「第七章 特定会社の財務諸表（第二百二十七条・第二百二十八条）
を 第八章 特例財務諸表提
を 第八章 特定会社の財務

第八章 外国会社の財務諸表（第二百二十九条―第三百三十三条）

出会社の財務諸表（第二百二十七条・第二百二十八条）

諸表（第二百二十九条・第三百十条）

諸表（第三百十一条―第三百十五条）

に改める。

第一条第一項中「第二百二十七条第二項」を「第二百二十九条第二項」に、「第七章」を「第八章」に改め、同条第三項中「すべて」を「全て」に改める。

第一条の二の見出し中「適用」を「特定会社」に改め、同条中「第七章」を「第八章」に改め、同条を第一条の二の二とし、第一条の次に次の一条を加える。

（連結財務諸表を作成している会社の特例）

第一条の二 連結財務諸表を作成している会社のうち、会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第十一号に規定する会計監査人設置会社（第二条に規定する別記事業を営む株式会社又は指定法人を除く。

第七章において「特例財務諸表提出会社」という。）が提出する財務諸表の用語、様式及び作成方法は、同章の定めるところによることができる。

第一条の三中「第八章」を「第九章」に改める。

第八条第三十項中「（平成十七年法律第八十六号）」を削る。

第八条の六に次の一項を加える。

4 前各項に規定する事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

第八条の二十三第四項中「（第四号及び第五号を除く。）」を削る。

第八条の二十八に次の一項を加える。

2 前項各号に定める事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

第十九条中「百分の一」を「百分の五」に改める。

第二十条に次の一項を加える。

3 前項に規定する事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

第二十四条中「百分の一」を「百分の五」に改める。

第二十六条に次の一項を加える。

2 前項に規定する事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

第二十六条の二に次の一項を加える。

5 前項に規定する事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

第二十九条、第三十三条及び第三十九条中「百分の一」を「百分の五」に改める。

第四十二条を削る。

第四十二条の二に次の一項を加える。

3 前二項に規定する事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

第四十二条の二を第四十二条とする。

第四十九条第一項、第五十条及び第五十三条中「百分の一」を「百分の五」に改める。

第五十四条の四に次の一項を加える。

4 第二項に規定する事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

第五十五条中「百分の一」を「百分の五」に改める。

第五十六条に次の一項を加える。

2 前項に規定する事項は、連結財務諸表において同一の内容が記載される場合には、記載することを要しない。この場合には、その旨を記載しなければならない。

第六十八条の二を次のように改める。

第六十八条の二 削除

第六十八条の四に次の一項を加える。

3 前二項に規定する事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

第七十五条第二項に次のただし書を加える。

ただし、連結財務諸表において、連結財務諸表規則第十五条の二第一項に規定するセグメント情報を注記している場合は、この限りでない。

第七十六条の二に次の一項を加える。

- 2 前項に規定する事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

第八十条に次の一項を加える。

- 3 第一項の規定にかかわらず、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、区分掲記又は注記を要しない。

第八十五条第二項中「百分の五」を「百分の十」に改める。

第八十六条に次の一項を加える。

- 2 前項に規定する事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

第九十五条の三の二に次の一項を加える。

2 前項各号に掲げる事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

第九十五条の三の三に次の一項を加える。

2 前項に規定する事項は、連結財務諸表において同一の内容が記載される場合には、記載することを要しない。この場合には、その旨を記載しなければならない。

第九十五条の五の二に次の一項を加える。

3 前二項に規定する事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

第九十五条の五の三に次の一項を加える。

4 前三項に規定する事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

第一百七七条に次の一項を加える。

2 前項に規定する事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを

要しない。

第二百二十一条第一項ただし書を削り、同条に次の二項を加える。

3 財務諸表提出会社（法第二十四条第一項第一号又は第二号に掲げる有価証券の発行者に限る。）は、第一項第一号に掲げる附属明細表については、作成を要しない（次条及び第二百二十三条第一号に規定する場合を除く。）。

4 財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、第一項第三号、第四号及び第六号に掲げる附属明細表については、作成を要しない（次条及び第二百二十三条第一号に規定する場合を除く。）。

第二百三十三条第一項中「第三百三十条、第三百三十一条第二項」を「第三百三十二条、第三百三十三条第二項」に改め、同条第二項中「第三百三十条及び第三百三十一条第二項」を「第三百三十二条及び第三百三十三条第二項」に改め、同条を第三百三十五条とする。

第八章中第三百三十二条を第三百三十四条とし、第二百二十九条から第三百三十一条までを二条ずつ繰り下げる。

第八章を第九章とする。

第二百二十七条第一項中「前各章」を「第一章から第六章まで」に改める。

第七章中第二百二十八条を第三百三十条とし、第二百二十七条を第二百二十九条とする。

第七章を第八章とし、第六章の次に次の一章を加える。

第七章 特例財務諸表提出会社の財務諸表

(特例財務諸表提出会社の財務諸表の作成基準)

第二百二十七条 特例財務諸表提出会社が作成する財務諸表の様式は、前各章の規定にかかわらず、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める様式によることができる。

- 一 貸借対照表 様式第五号の二
- 二 損益計算書 様式第六号の二
- 三 株主資本等変動計算書 様式第七号の二
- 四 有形固定資産等明細表 様式第十一号の二
- 五 引当金明細表 様式第十四号の二

2 特例財務諸表提出会社は、次の各号に掲げる規定にかかわらず、当該各号に定める事項の注記をもつて当該各号に掲げる規定の注記に代えることができる。

一 第八条の二 会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第一百一条各号に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）

二 第八条の三の四 会社計算規則第二百二条の三第一項各号に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）

三 第八条の三の五 会社計算規則第二百二条の四各号に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）

四 第十八条及び第三十二条の二 会社計算規則第二百三条第九号に掲げる事項

五 第三十九条及び第五十五条 会社計算規則第二百三条第六号に掲げる事項

六 第四十三条 会社計算規則第二百三条第一号に掲げる事項

七 第五十八条 会社計算規則第二百三条第五号に掲げる事項

八 第七十四条、第八十八条、第九十一条及び第九十四条 会社計算規則第二百四条に規定する関係会社

との営業取引による取引高の総額及び営業取引以外の取引による取引高の総額

（特例財務諸表提出会社に該当する旨の記載）

第二百二十八条 特例財務諸表提出会社が前条の規定により財務諸表を作成した場合には、次に掲げる事項

を記載しなければならない。

一 特例財務諸表提出会社に該当する旨

二 前条の規定により財務諸表を作成している旨

様式第五号の次に次の様式を加える。

【別葉①（様式第五号の二）を挿入】

様式第六号の次に次の様式を加える。

【別葉②（様式第六号の二）を挿入】

様式第七号の次に次の様式を加える。

【別葉③（様式第七号の二）を挿入】

様式第十一号記載上の注意6.中「特別財務諸表提出会社に係るものは」の次に「、」特別財務諸表」を、「特別財務諸表」の次に「特別財務諸表」を加え、同様式の次に次の様式を加える。

【別葉④（様式第十一号の二）を挿入】

様式第十四号の次に次の様式を加える。

【別葉⑤（様式第十四号の二）を挿入】

様式第十五号記載上の注意2. 中「（注）28」の次に「（注）」を加える。

（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第二条 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第十五条の三中「第八条の六」の下に「（第四項を除く。）」を加える。

第十五条の二十三中「第八条の二十八」の下に「第一項」を加え、「同条」を「同項」に改める。

第二十四条中「第二十条」の下に「（第三項を除く。）」を加える。

第二十七条中「第二十六条」の下に「第一項」を加える。

第二十七条の二中「第二十六条の二」の下に「（第五項を除く。）」を加える。

第三十一条中「第二十条」の下に「（第三項を除く。）」を加える。

第三十四条の二中「第四十二条の二」を「第四十二条（第三項を除く。）」に改める。

第四十条中「第五十四条の四」の下に「（第四項を除く。）」を加える。

第四十一条中「第五十六条」の下に「第一項」を加える。

第五十二条の二中「第七十六条の二」の下に「第一項」を加える。

第六十三条の二中「第九十五条の三の二」の下に「第一項」を加える。

第六十三条の三中「第九十五条の三の三」の下に「第一項」を加える。

第六十五条の三中「第九十五条の五の三」の下に「（第四項を除く。）」を加える。

様式第十一号記載上の注意2. 中「~~第15条の23~~」の次に「~~において読み替えて準用する財務諸表等規則~~
~~第8条の28第1項~~」を加える。

（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第三条 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十二年大蔵省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第五条の三中「及び第三項」を「、第三項及び第四項」に改め、「「中間貸借対照表」と」の下に「、同条第四項中「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と」を加える。

第五条の十九中「第一号イ」を「第一項第一号イ」に、「同条」を「同項」に改め、「「当中間会計期

間」との下に「、同条第二項中「財務諸表提出会社」とあるのは「中間財務諸表提出会社」と、「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と」を加える。

第十四条に後段として次のように加える。

この場合において、同条第三項中「財務諸表提出会社」とあるのは「中間財務諸表提出会社」と、「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

第十七条に後段として次のように加える。

この場合において、同条第二項中「財務諸表提出会社」とあるのは「中間財務諸表提出会社」と、「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

第十七条の二に後段として次のように加える。

この場合において、同条第五項中「財務諸表提出会社」とあるのは「中間財務諸表提出会社」と、「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

第二十一条に後段として次のように加える。

この場合において、同条第三項中「財務諸表提出会社」とあるのは「中間財務諸表提出会社」と、「

連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

第三十条に後段として次のように加える。

この場合において、同条第二項中「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

第三十一条の三に後段として次のように加える。

この場合において、同条第四項中「財務諸表提出会社」とあるのは「中間財務諸表提出会社」と、「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

第五十条の二に後段として次のように加える。

この場合において、同条第二項中「財務諸表提出会社」とあるのは「中間財務諸表提出会社」と、「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

第五十条の三に後段として次のように加える。

この場合において、同条第二項中「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

第五十二条の二に次の一項を加える。

3 前二項に規定する事項は、中間財務諸表提出会社が中間連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

第五十三条に次の一項を加える。

4 前三項に規定する事項は、中間財務諸表提出会社が中間連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

第六十六条中「同条第一号」を「同条第一項第一号」に改め、「「当中間会計期間に」と」の下に「、同条第二項中「財務諸表提出会社」とあるのは「中間財務諸表提出会社」と、「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と」を加える。

(中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正)

第四条 中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(平成十一年大蔵省令第二十四号)の一部を次のように改正する。

第十五条中「第八条の六」の下に「(第四項を除く。)」を加える。

第十七条の十五中「第八条の二十八」の下に「第一項」を加え、「同条」を「同項」に改める。

第二十六条中「第二十条」の下に「（第三項を除く。）」を加える。

第二十八条中「第二十六条」の下に「第一項」を加える。

第二十八条の二中「第二十六条の二」の下に「（第五項を除く。）」を加える。

第三十二条中「第二十条」の下に「（第三項を除く。）」を加える。

第四十二条中「第五十六条」の下に「第一項」を加える。

第四十三条中「第五十四条の四」の下に「（第四項を除く。）」を加える。

第六十二条の二中「第九十五条の三の二」の下に「第一項」を加える。

第六十二条の三中「第九十五条の三の三」の下に「第一項」を加える。

第七十九条中「第一百七条」の下に「第一項」を加え、「同条」を「同項」に改める。

（四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第五条 四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十三号）の一部を次のように改正する。

第三十一条中「第二十条」の下に「（第三項を除く。）」を加える。

第三十四条中「第四項」の下に「及び第五項」を加える。

第三十八条中「第二十条」の下に「（第三項を除く。）」を加える。

（四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第六条 四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十四号）の一部を次のように改正する。

第三十六条中「第二十条」の下に「（第三項を除く。）」を加える。

第三十九条中「第四項」の下に「及び第五項」を加える。

第四十三条中「第二十条」の下に「（第三項を除く。）」を加える。

（企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正）

第七条 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

第二号様式記載上の注意⁽⁵⁴⁾に次のように加える。

d 会社法以外の法律の規定又は契約により、剰余金の配当について制限を受けている場合には、そ

の旨及びその内容を注記すること。

第一号様式記載上の注意⁽⁵⁹⁾ d 中「第127条第2項」を「第129条第2項」に改め、同記載上の注意⁽⁵⁹⁾に次のように加える。

- i 財務諸表等規則第1条の2に規定する特例財務諸表提出会社が、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成している場合には、その旨を記載すること。

第一号様式記載上の注意⁽⁶⁷⁾ 中 e を削り、 f を e にし、 g を f にする。

第一号様式記載上の注意⁽⁶⁹⁾ b 中「なお、原価の構成比を示し、かつ、会社の採用している原価計算の方法を説明すること。」を「なお、原価の構成比を示し、かつ、会社の採用している原価計算の方法を説明すること。」をただし、連結財務諸表において、連結財務諸表規則第15条の2第1項に規定注記している場合にあつては、製造原価明細書を掲げることを要しない。

明すること。

するセグメント情報を に改める。

」

第一号様式記載上の注意⁽⁷³⁾ 中「ただし、」の次に「連結財務諸表を作成している場合又は」を加える。

第一号の六様式記載上の注意⁽⁸⁾ a 中「第127条第2項」を「第129条第2項」に改める。

第二号様式記載上の注意⁽³⁴⁾ に次のように加える。

記載上の注意(34) b 中「第129条第1項から第4項まで」を「第131条第1項から第4項まで」に改める。

第九号の三様式記載上の注意(1) g (c) ①中「第129条第1項又は第2項」を「第131条第1項又は第2項」に改め、同記載上の注意(1) g (c) ②中「第129条第3項又は第4項」を「第131条第3項又は第4項」に改める。

第十号様式記載上の注意(1) g (c) ①中「第129条第1項又は第2項」を「第131条第1項又は第2項」に改め、同記載上の注意(1) g (c) ②中「第129条第3項又は第4項」を「第131条第3項又は第4項」に改める。

(財務諸表等の監査証明に関する内閣府令の一部改正)

第八条 財務諸表等の監査証明に関する内閣府令(昭和三十二年大蔵省令第十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「第百二十九条」を「第百三十一条」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この府令は、公布の日から施行する。

(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(次項及び第三項において「新財務諸表等規則」という。)は、平成二十六年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る財務諸表について適用し、同日前に終了する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。

2 平成二十六年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る財務諸表に初めて新財務諸表等規則を適用する場合には、新財務諸表等規則第八条の三の四第一項第三号に掲げる金額(第一条中財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第八条の六、第八条の二十三、第八条の二十八、第二十条、第二十六条、第二十六条の二、第四十二条、第五十四条の四、第五十六条、第六十八条の四、第七十五条、第七十六条の二、第八十条、第八十六条、第九十五条の三の二、第九十五条の三の三、第九十五条の五の二、第九十五条の五の三、第一百七七条、第二百一十一条及び第二百二十七条の改正規定に係るものに限る。)について記載することを要しない。

3 企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令(平成十九年内閣府令第六十五号)附則第九条第三項(同条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定にかかわ

らず、同条第三項各号に定める事項は、財務諸表提出会社（新財務諸表等規則第五条第一項第一号に規定する財務諸表等提出会社をいう。）が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条 第二条の規定による改正後の連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則は、平成二十六年三月三十一日以後に終了する連結会計年度に係る連結財務諸表について適用し、同日前に終了する連結会計年度に係るものについては、なお従前の例による。

（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条 第三条の規定による改正後の中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則は、平成二十六年三月三十一日以後に終了する中間会計期間に係る中間財務諸表について適用し、同日前に終了する中間会計期間に係るものについては、なお従前の例による。

（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第五条 第四条の規定による改正後の中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則は、平成二十六年三月三十一日以後に終了する中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表について適用し、同日前に

終了する中間連結会計期間に係るものについては、なお従前の例による。

(四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第六条 第五条の規定による改正後の四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則は、平成二十六年三月三十一日以後に終了する事業年度に属する四半期会計期間及び四半期累計期間に係る四半期財務諸表について適用し、同日前に終了する事業年度に属する四半期会計期間及び四半期累計期間に係るものについては、なお従前の例による。

(四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第七条 第六条の規定による改正後の四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則は、平成二十六年三月三十一日以後に終了する連結会計年度に属する四半期連結会計期間及び四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表について適用し、同日前に終了する連結会計年度に属する四半期連結会計期間及び四半期連結累計期間に係るものについては、なお従前の例による。

様式第五号の二
【貸借対照表】

(単位： 円)

	前事業年度 (平成 年 月 日)	当事業年度 (平成 年 月 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	×××	×××
受取手形	×××	×××
売掛金	×××	×××
有価証券	×××	×××
商品及び製品	×××	×××
仕掛品	×××	×××
原材料及び貯蔵品	×××	×××
前払費用	×××	×××
繰延税金資産	×××	×××
その他	×××	×××
貸倒引当金	△×××	△×××
流動資産合計	×××	×××
固定資産		
有形固定資産		
建物	×××	×××
構築物	×××	×××
機械及び装置	×××	×××
車両運搬具	×××	×××
工具、器具及び備品	×××	×××
土地	×××	×××
リース資産	×××	×××
建設仮勘定	×××	×××
その他	×××	×××
有形固定資産合計	×××	×××
無形固定資産		
ソフトウェア	×××	×××
リース資産	×××	×××
のれん	×××	×××
その他	×××	×××

無形固定資産合計	×××	×××
投資その他の資産		
投資有価証券	×××	×××
関係会社株式	×××	×××
長期貸付金	×××	×××
繰延税金資産	×××	×××
その他	×××	×××
貸倒引当金	△×××	△×××
投資その他の資産合計	×××	×××
固定資産合計	×××	×××
繰延資産		
社債発行費	×××	×××
繰延資産合計	×××	×××
資産合計	×××	×××
負債の部		
流動負債		
支払手形	×××	×××
買掛金	×××	×××
短期借入金	×××	×××
リース債務	×××	×××
未払金	×××	×××
未払費用	×××	×××
未払法人税等	×××	×××
前受金	×××	×××
預り金	×××	×××
前受収益	×××	×××
××引当金	×××	×××
その他	×××	×××
流動負債合計	×××	×××
固定負債		
社債	×××	×××
長期借入金	×××	×××
リース債務	×××	×××
××引当金	×××	×××
その他	×××	×××
固定負債合計	×××	×××

負債合計	×××	×××
純資産の部		
株主資本		
資本金	×××	×××
資本剰余金		
資本準備金	×××	×××
その他資本剰余金	×××	×××
資本剰余金合計	×××	×××
利益剰余金		
利益準備金	×××	×××
その他利益剰余金		
××積立金	×××	×××
繰越利益剰余金	×××	×××
利益剰余金合計	×××	×××
自己株式	△×××	△×××
株主資本合計	×××	×××
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	×××	×××
繰延ヘッジ損益	×××	×××
土地再評価差額金	×××	×××
評価・換算差額等合計	×××	×××
新株予約権	×××	×××
純資産合計	×××	×××
負債純資産合計	×××	×××

(記載上の注意)

1. 上記の様式は、会社計算規則第3編第2章の規定に基づいて記載すること。
2. 上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。
3. 新株式申込証拠金又は自己株式申込証拠金がある場合には、純資産の部の株主資本の内訳項目として区分掲記すること。
4. ファイナンス・リース取引の貸主側の場合には、リース債権又はリース投資資産により表示すること。
5. 資産除去債務については、1年以内に履行されると認められるものは、流動負債において資産除去債務により表示し、それ以外の場合は、固定負債において資産除去債務により表示すること。
6. 工事損失引当金の残高は、貸借対照表に流動負債として計上すること。ただし、同一の工事契約に係る棚卸資産及び工事損失引当金がある場合には、両者を相殺した差額を棚卸資産又は工事損失引当金として流動資産又は流動負債に表示することができる。

様式第六号の二

【損益計算書】

(単位： 円)

	前事業年度 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)	当事業年度 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)
売上高	×××	×××
売上原価	×××	×××
売上総利益 (又は売上総損失)	×××	×××
販売費及び一般管理費	×××	×××
営業利益 (又は営業損失)	×××	×××
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	×××	×××
その他	×××	×××
営業外収益合計	×××	×××
営業外費用		
支払利息	×××	×××
その他	×××	×××
営業外費用合計	×××	×××
経常利益 (又は経常損失)	×××	×××
特別利益		
固定資産売却益	×××	×××
その他	×××	×××
特別利益合計	×××	×××
特別損失		
固定資産売却損	×××	×××
減損損失	×××	×××
その他	×××	×××
特別損失合計	×××	×××
税引前当期純利益 (又は税引前当期純損失)	×××	×××
法人税、住民税及び事業税	×××	×××
法人税等調整額	×××	×××
法人税等合計	×××	×××
当期純利益 (又は当期純損失)	×××	×××

(記載上の注意)

1. 上記の様式は、会社計算規則第3編第3章の規定に基づいて記載すること。
2. 上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。

【別業③】

様式第七号の二

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日）

（単位： 円）

	株主資本									評価・換算差額等				新株予 約権	純資産 合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資 本合計	その他 有価証 券評価 差額金	繰延へ ッジ損 益	土地再 評価差 額金	評価・ 換算差 額等合 計			
		資本準 備金	その他 資本剰 余金	資本剰 余金合 計	利益準 備金	その他利益剰余 金										利益剰 余金合 計
						××積 立金	繰越利 益剰余 金									
当期首残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	△×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	
当期変動額																
新株の発行	×××	×××		×××						×××					×××	
剰余金の配当					×××		△×××	△×××		△×××					△×××	
当期純利益							×××	×××		×××					×××	
自己株式の処分									×××	×××					×××	
……………															×××	
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）											×××	×××	×××	×××	×××	
当期変動額合計	×××	×××	-	×××	×××	-	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	
当期末残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	△×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	

当事業年度（自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日）

（単位： 円）

	株主資本									評価・換算差額等				新株予 約権	純資産 合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資 本合計	その他 有価証 券評価 差額金	繰延へ ッジ損 益	土地再 評価差 額金	評価・ 換算差 額等合 計			
		資本準 備金	その他 資本剰 余金	資本剰 余金合 計	利益準 備金	その他利益剰余 金										利益剰 余金合 計
						××積 立金	繰越利 益剰余 金									
当期首残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	△×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	
当期変動額																
新株の発行	×××	×××		×××						×××					×××	
剰余金の配当					×××		△×××	△×××		△×××					△×××	
当期純利益							×××	×××		×××					×××	
自己株式の処分									×××	×××					×××	
……………															×××	
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）											×××	×××	×××	×××	×××	
当期変動額合計	×××	×××	-	×××	×××	-	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	
当期末残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	△×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	

（記載上の注意）

1. 上記の様式は、会社計算規則第3編第4章の規定に基づいて記載すること。
2. 株主資本等変動計算書の表示区分は、貸借対照表の純資産の部における各項目との整合性に留意すること。
3. 遡及適用又は修正再表示（以下3.において「遡及適用等」という。）を行った場合には、前事業年度の期首残高に対する累積的影響額及び遡及適用等の後の期首残高を区分表示すること。
4. 上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。

様式第十一号の二

【有形固定資産等明細表】

(単位：円)

区 分	資産の 種 類	当期首 残高	当 期 増加額	当 期 減少額	当 期 償却額	当期末 残高	減価償却累 計額
有形固定 資産							
	計						
無形固定 資産							
	計						

(記載上の注意)

1. 重要な増減額がある場合には、その理由を注記すること。
2. 特別の法律の規定により資産の再評価が行われた場合その他特別の事由により取得原価の修正が行われた場合には、当該再評価差額等については「当期首残高」、「当期増加額」又は「当期減少額」及び「当期末残高」の欄に内書（括弧書）として記載し、その増減の事由を欄外に記載すること。
3. 固定資産の減損に係る会計基準に基づき減損損失を認識した場合には、貸借対照表における表示（直接控除形式又は間接控除形式）にあわせて以下のとおり記載すること。
直接控除形式により表示する場合には、当期の減損損失の金額を「当期減少額」に含めて記載し、その額を内書（括弧書）として記載すること。また、間接控除形式により表示する場合には、当期の減損損失の金額を「当期償却額」に含めて記載し、その額を内書（括弧書）として記載すること。
4. 当期首残高又は当期末残高について、取得価額により記載する場合には、その旨を記載すること。

様式第十四号の二

【引当金明細表】

(単位：円)

科 目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高

(記載上の注意)

1. 当期首又は当期末のいずれかに引当金（退職給付引当金を除く。）の残高がある場合にのみ作成すること。
2. 当期増加額と当期減少額は相殺せずに、それぞれ総額で記載すること。